

民間社会福祉施設・市町社協の皆さんへ

令和2年度  
社会福祉事業  
振興のための助成金



静岡県民間社会福祉施設運営基金

民間社会福祉施設の円滑な運営と振興を図るために、昭和52年に設置された基金です。現在は、主に社会福祉事業振興のための助成事業として、民間社会福祉施設に対する助成金に活用しています。



社会福祉法人  
静岡県社会福祉協議会

# 一般助成

## 助成対象・内容

第1種・第2種社会福祉事業を実施する静岡県内の民間社会福祉施設及び市町社会福祉協議会。「社会福祉法人静岡県社会福祉協議会 社会福祉事業振興のための助成金交付要綱」に定めるもののほか、実施要領の定めるところによります。

## 助成率

申請事業所が県社協会員の場合 **7/10** 非会員の場合は **5/10** となります。(区分1を除く)

区分  
**1**

サービスの質の向上

## 第三者評価事業受審助成

福祉サービス第三者評価事業において、良質かつ安心・安全なサービス提供実現のために推進する事業に対して助成します。

県社協会員、非会員ともに

### 上限

- ・200千円 (第1種社会福祉事業)
- ・150千円 (認可保育所等)
- ・100千円 (その他の社会福祉事業)

## 備考

但し、最低100千円は各施設自己負担とします。その他助成金等がある場合はその額も差し引き助成します。

区分  
**2**

地域貢献

## 地域との連携協働推進助成

子ども食堂、認知症カフェ、居場所、相談窓口の設置、子育て・介護相談の実施など住民の福祉への理解や施設と地域との連携の推進等を図る取組に対して助成します。

県社協会員

上限

200千円

県社協非会員

上限

100千円



区分  
**3**

職員の定着、人材育成

## 職場内OJT助成

人材確保、定着のための法人内研修の実施に対して助成します。

県社協会員

上限

200千円

県社協非会員

上限

100千円



区分 4

職員の人材育成、地域貢献

## 法人間連携推進事業

複数の事業所が合同で研修等を行い、事業所間連携による住民の福祉の理解に向けた取組や人材の育成を図る事業に対して助成します。

県社協会員

上限

200 千円

県社協非会員

上限

100 千円



区分 5

経営の適正化

## 法人の経営適正化のための助成

外部の専門家(公認会計士、社会保険労務士、社会福祉士等)の指導による法人経営の適正化に向けた取組に対して助成します。

### 備考

- ・但し、一法人一施設経営の社会福祉事業者又は、市町社会福祉協議会に限ります。

県社協会員

上限

200 千円

県社協非会員

上限

100 千円



区分 6

地域貢献

## 防災減災対策・福祉避難所設置助成

福祉避難所に指定された事業所において、地域との合同防災訓練や事業所から地域に発信できる防災対策等に対して助成します。

### 備考

- ・但し、事業継続計画（B C P）の策定は対象外とします。
- ・申請時は、福祉避難所の指定を受けている書類（写し）を添付願います。

県社協会員

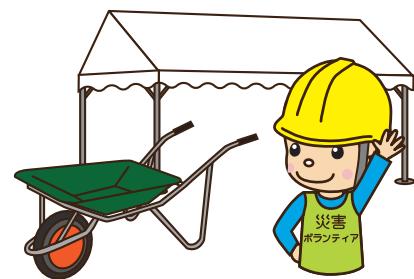
上限

200 千円

県社協非会員

上限

100 千円



区分 7

地域貢献

## 移動支援助成

地域の高齢者等を対象とした移動支援に必要な経費、及び移動支援に関する講習会等普及啓発に係る取組に対して助成します。

県社協会員

上限

300 千円

県社協非会員

上限

100 千円



# 特別助成

## 内 容

- ・地域福祉や職員の資質向上等を目的とした先駆的な取り組みに対して助成します。
  - ・プレゼンテーションによって、その成果や効果が他の模範となるような事業であると認められるものに限ります。
- ①地域における新たな相談・見守り体制の構築  
②世代間交流を促進する常設型のコミュニティづくり  
③既存の制度では対応できない生活支援サービスの実施  
※①～③について、多様な関係機関や住民等と連携した取り組みを条件とします。

期 間 2年

## 助成対象

- ・社会福祉法人
- ・社会福祉法人が経営する社会福祉施設
- ・NPO法人及び医療法人が経営する障害者自立支援法指定事業所
- ・地域活動支援センター
- ・各種別協議会

## 助成額

上限  
1,500 千円  
(2年間で3,000千円)

## 具 体 例

- ・地元のタクシー業者と連携した“あいのりタクシー”事業
- ・スポーツレクを通じた健康作りと世代間交流の促進事業
- ・障がい者就労支援事業所における6次産業確立事業



## 交付申請書提出期限

### 【一般助成】

- 7月末、9月末、11月末毎に締切です。（最終提出期限：令和2年11月30日必着）
- 申請数は1法人3区分までです。（区分1は1法人3事業所まで）

### 【特別助成】

令和2年12月25日必着

## 助成金申請について

### 【助成要綱・申請様式】

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会のホームページにてダウンロードできます。

<http://www.shizuoka-wel.jp>



社会福祉法人  
静岡県社会福祉協議会

福祉企画部経営支援課

〒420-8670静岡市葵区駿府町1-70

TEL.054-254-5231/FAX.054-251-7508

E-mail : [kikin@shizuoka-wel.jp](mailto:kikin@shizuoka-wel.jp)

